

## 鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部を改正する条例（案）要綱

### 1 改正する目的

可燃物処理費の管理運営に要する経費を定めるためである。

### 2 改正する内容

可燃物処理費の管理運営に要する経費は、国調人口割20、前々年度の可燃物処理実績割80とすること。（別表第1関係）

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年度分の負担金から適用する。

### 4 経過措置

令和4年度及び令和5年度における改正後の別表第1可燃物処理費の部の適用については、同部中「可燃物処理実績」とあるのは、「組合を組織する市町が設置する可燃物処理施設での当該市町の処理実績」とする。

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
可燃物 処理費	<b>管理運営に要す る経費</b>	国調人口割 20 前々年4月1日から前 年3月31日までの可 燃物処理実績による割 合 80	可燃物 処理費	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>
	施設の建設に要 する経費	国調人口割 50 前々年4月1日から前 年3月31日までの可 燃物処理実績による割 合 50		施設の建設に要 する経費	国調人口割 50 前々年4月1日から前 年3月31日までの <b>組 合を組織する市町が設 置する可燃物焼却施設 での当該市町の処理実 績</b> による割合 50